

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条の規定による耐震診断の結果の報告の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令28号。以下「省令」という。）、明石市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年明石市規則第46号。以下「規則」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

(事前協議)

- 第3条 法附則第3条第1項の規定に基づき建築物の耐震診断の結果の報告を行おうとする者（以下「報告者」という。）は、当該報告に係る建築物の状況等について、あらかじめ、市長に協議できるものとする。
- 2 前項の規定による協議は、事前協議書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。
- 一 添付図書等一覧表（別記第2号様式）
 - 二 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図
 - 三 外観写真
 - 四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し
- 3 規則の施行前に耐震診断又は耐震改修に着手した建築物について、第1項の協議を受けようとする者は、前項の図書及び書類に加え、規則の施行前に当該耐震診断又は耐震改修に着手したことが確認できる書類を提出するものとする。

(耐震診断結果の報告)

- 第4条 法附則第3条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断の結果に係る報告（以下「診断結果の報告」という。）は、省令別記第21号様式の正本及び副本に、それぞれ、別表1に掲げる図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 2 規則の施行前に耐震診断又は耐震改修に着手した建築物について報告する場合にあっては、別表2に掲げる図書及び書類をもって別表1に掲げる図書及び書類に代えることができるものとする。

(結果報告等の窓口)

第5条 市長に対する協議、報告及び説明は、都市整備部建築室建築安全課を窓口として行うものとする。

(結果報告の期限)

第6条 診断結果の報告は平成27年12月31日までに行わなければならない。

(結果報告に係る追加説明)

第7条 市長は、第4条の規定に基づき提出された図書及び書類によって、法附則第3条第1項の規定により報告のあった耐震診断が省令第5条第2項に規定する技術指針事項に適合していることを判断できない場合にあっては、報告者に追加の説明を求めることができる。

(耐震診断の結果の公表)

第8条 法附則第3条第3項において準用する法第9条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を明石市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- 一 要緊急安全確認大規模建築物の位置、用途及び当該建築物の名称
- 二 次の表の左欄に掲げる耐震診断の区分に応じて同表の右欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
平成18年国土交通省告示第184号（以下「基本方針」という。）別添第1ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果に関する事項
基本方針別添第1第1号の規定により、同第1に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第1第1号イに規定する I_w 及び当該 I_w に応じて基本方針別表第1の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第1第2号の規定により、同第1に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断に関する事項	基本方針別添第1第2号イに規定する I_s 及び q 並びに当該 I_s 及び q に応じて基本方針別表第六の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性

- 三 省令附則第3条において準用する省令第5条第3項に規定する報告書（省令別記第21号様式）に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期

(公表内容の更新)

第9条 市長は、条に規定する公表の内容を最新の状況に更新するよう努めるものとする。

- 2 報告者は、診断結果の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事にその内容について報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の更新を行うために必要な事項について、報告者に最新の状況を報告させることができるものとする。
- 4 前2項の規定により報告を行う者は、耐震診断結果変更報告書（別記第4号様式）に第3条に規定する図書及び書類のうち変更に係るものを添えて、これらを市長に提出するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月27日から施行する。

別表1 診断結果の報告に必要な図書及び書類（第4条第1項関係）

共通	(1) 第3条第2項各号に定める図書 (2) 要綱第5条に規定する書類 (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択	(1) 耐震診断結果表（別記第3号様式） (2) 要綱第3条第1項に規定する書類 (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（別記第3号様式） (2) 要綱第2条第2項に規定する書類 (3) 耐震改修計画の策定者の資格が確認できる書類 (4) 耐震改修計画の策定者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (5) 要綱第3条第2項の改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類	(1) 要綱第3条第3項又は第4項に規定する書類

別表2 診断結果の報告に必要な図書及び書類（第4条第2項関係）

共通	(1) 第3条第2項各号及び第3項に定める図書 (2) 要綱第5条第1項第2号に規定する書類 (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (4) 要綱附則第2条第2項に規定する書類（市長が必要と認める場合に限る。）	
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
選択	(1) 耐震診断結果表（別記第3号様式） (2) 要綱附則第2条第1項に規定する書類 (3) 耐震診断が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（別記第3号様式） (2) 要綱附則第2条第1項に規定する書類 (3) 耐震改修の計画が技術指針事項に適合したものであると確認した者の資格が確認できる書類 (4) 要綱第3条第2項第2号に規定する書類 (5) 要綱第3条第2項の耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類